

災害時産業保健支援に関する基本協定書

高知県（以下「甲」という。）と学校法人産業医科大学（以下「乙」という。）とは、災害発生時に甲の産業医及び保健師が実施する産業保健支援対策（以下「支援対策」という。）への協力に関する基本協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に被災した甲の職員及び災害救援に従事する甲の職員が、心とからだの健康を保ちながら、迅速かつ的確に業務を遂行するための事前の準備や発生後に甲の体制では十分な支援対策を実施することができない場合において、乙に協力を得て、円滑に実施できるよう必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定するものとする。

2 その他前項に準じた災害で、特に必要があり甲から乙に協力を要請したもの

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援体制業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援対策等の内容）

第4条 支援対策の内容は次のとおりとする。

（1）通常時 支援対策準備に関すること

- ・研修
 - ・災害に関する研究活動
 - ・マニュアル作成の支援
 - ・その他準備に必要な支援
- （2）災害発生時 産業保健体制の支援に関すること
- ・甲の職員に対する健康診断や面談
 - ・医療機関との連携
 - ・その他産業保健体制に必要な支援

（3）その他 甲乙が協議し支援対策体制が必要と認められること

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に協力の要請を行うにあたっては、支援対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話や電子メール等の通信手段又は、口頭により要請できるものとする。その場合は、速やかに文書を作成し、乙に対し提出するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の職員を派遣するものとする。ただし、災害時において派遣による生命の危険が生じている期間は、乙は派遣の制限又は中止することができる。

（費用の負担）

第7条 この職員が支援対策業務に要した費用は、甲が全額負担するものとする。

2 経費の算出方法については、高知県職員の旅費に関する規則を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、甲に対して次の書類を甲に提出するものとし、内容に変更あった場合は、その都度提出するものとする。

- （1）支援対策業務に関するこの組織図
- （2）支援対策業務に関する連絡担当者
- （3）支援対策業務に従事できる職員名簿
- （4）その他、必要と認められるもの

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく支援対策業務が円滑に実施できるよう必要に応じて協議を行うものとする。

（情報収集、活用）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく支援対策業務で得られる情報の収集、活用を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。

- （1）産業保健支援の推進を目的とすること
- （2）広報、発表等に活用する場合は、甲乙双方で協議し、事前の承認を得ること

（個人情報の取扱い）

第11条 この協定に基づく支援対策業務で得られる個人情報の取扱いについては、甲は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）、乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に基づき適正に管理するものとする。

（その他）

第12条 この協定に規定するもののほか、特に必要な事項は、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

（協定期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも延長しない申し入れがない場合は、本協定は自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月11日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

乙 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人産業医科大学

理事長